



お知らせ・募集



くわしくは
浦添市
ホームページへ

税金・保険・年金

令和7年度「国民健康保険税」および「後期高齢者医療保険料」第2期納期限

国民健康保険課徴収係

☎ 内線 3717・3722

令和7年度「国民健康保険税」および「後期高齢者医療保険料」第2期納期限は9月1日(月)です。納め忘れにご注意ください。

暮らし・環境・福祉

台風時のごみ収集について

環境保全課

☎ (876) 1250

台風が発生している時は、台風に関する情報をこまめに入手し、事前に台風対策を行いましょう。台風接近に伴い天候が荒れた場合は危険ですので、できる限り、次回の収集日にごみを出すようご協力お願いします。

なお、暴風時におけるごみの収集業務は、次のとおりです。
①午前8時時点で、バスが運行停止している場合は、運行開始までごみ収集はありません。
②バスが午前8時から正午までの間に運行を開始した場合、運

行開始時刻より、ごみ収集を行います。
③午前8時以降にバスの運行が停止した場合は、運行停止時刻をもって、ごみ収集を中止します。
※ごみ収集が中止となった場合は、臨時収集はありませんので、次回の収集日にごみを出してください。

浦添市重度心身障害者(児)医療費助成について

障害がい福祉課

☎ (876) 1709

医療費助成の対象者

市内に住所がある人(ただし他市町村から市内施設に入所している人は除く)、もしくは本市から他市町村の施設に入所している人で、健康保険に加入している人のうち左記のいずれかに該当する人
・身体障害者手帳1級・2級・療育手帳A1・A2
※一定の所得制限あり
①自動償還払い
県内の協力医療機関で受給資格者証を提示して受診した医療費は、市役所窓口での申請は不要です。
②市役所窓口での申請
自動償還に対応していない医療機関で受診した場合や、入

院時の居住費、訪問看護、はり、きゅう、あんま、整骨院を利用した場合等は、市役所窓口での申請が必要です。
※領収書は診療月の翌月から1年以内のものが有効です。
受給資格者証の更新について
現在、受給中の皆さまには、新しい受給資格者証(そらいろ)を郵送しています。まだ届いていない人はご連絡ください。

水道の用途確認について

上下水道部営業課

☎ (877) 8460

☎ (877) 8476

水道料金の単価等は、水道の使用目的(用途)によって異なります。

【家事用】主に家庭用として水道を使用する場合
【営業用】営業または営業に付随する目的で水道を使用する場合(会社・店舗・畑・工場等)
【臨時用】工事等(解体含む)、興行、売店等短期間臨時で水道を使用する場合

【連合用】1個の市水道メーターを2世帯以上で使用する場合(店舗等は含まない)。適用基準を満たす場合は、申請により適用を受けることができます。
※用途は、検針時に配布する「検針のお知らせ」に記載されています。住宅の改築、増築等を行う場合は用途の確認をお願いします。

8月は児童手当の支給月です

子どもえがお課

☎ (876) 1280

児童手当の支給日は、8月8日(金)です。8月期の支給では、6月分と7月分を支給します。
※振り込まれる時間帯は、金融機関によって異なります。午後3時以降に通帳の記帳等をして振込確認をお願いします。

子ども医療費助成

子どもえがお課

☎ (876) 1280

子どもの医療費助成を受ける場合は、受給資格者証の申請が必要です。次の対象の子どもが世帯にいる場合は、子どもえがお課窓口で申請を行ってください。

対象 市内に住所を有する0歳から中学校修了前までの子ども(15歳の誕生日到達後の最初の3月31日まで)
手続きに必要なもの
・子どもの健康保険の資格確認書またはマイナ保険証
・保護者の普通預金通帳の写し
※その他、詳しい助成方法などについては、市ホームページをご覧ください。

子ども医療費の貸付制度
子どもえがお課
☎ (876) 1280



くわしくは
こちら



くわしくは
こちら

水道料金・下水道使用料改定および水道料金減免のお知らせ

上下水道部経営企画室

☎ (877) 0424

改定について
令和7年7月1日から値上げしました。
適用について
7月より前から継続使用している人：9月検針分(10月請求分)以降から
7月以降から使用開始した人：使用開始初回検針分から減免について
令和7年7月分から令和8年3月分まで、改定後の水道料金から減免します。申請は不要です。



くわしくは
こちら

子育て・教育

児童扶養手当の現況届

子どもえがお課

☎ (876) 1730

児童扶養手当の受給資格認定者は、受給資格確認のため「現況届」が必要です。今年度から届け出がオンラインによる方法へ変わります。対象者には、

案内通知を送付しますので、案内通知に記載の二次元コードから回答をお願いします。詳細は通知またはホームページでご確認ください。不明な点がございましたら、子どもえがお課までご連絡ください。
オンライン回答期限
8月1日(金)・29日(金)
※回答内容によってはオンラインで完結せず、窓口での手続きが必要となる場合がありますので、ご了承ください。



くわしくは
こちら

特別児童扶養手当の所得状況届

子どもえがお課

☎ (876) 1730

特別児童扶養手当の受給者は、資格確認のために「所得状況届」の提出が必要です。この届出がない場合は、8月分以降の手当が受けられなくなります。

受付期間 8月12日(火)～9月11日(木)※8月17日(日)以外の土日祝日を除く
休日受付 8月17日(日)
受付場所 市役所2階子どもえがお課
受付時間 午前9時～11時、午後1時～4時

※案内通知に返信用封筒が同封されている人は、郵送での届

対象外となる医療費

保険外診療、入院時食事療養費、選定療養費等
※貸付制度実施医療機関等については、市ホームページをご覧ください。



くわしくは
こちら

子ども誰でも通園制度の利用認定申請について

子ども未来課

☎ (876) 1281

全ての子どもの育ちを応援するために創設された新たな通園制度です。

対象 市内在住で、保育所等(企業主導型保育事業所を含む)に通っていない生後6か月から3歳未満の子ども
費用 1時間あたり350円(世帯の所得状況による減免あり)
申し込み 市ホームページに掲載のオンライン申請フォームからお申し込みください。



くわしくは
こちら

け出が可能です。
※令和7年度の所得申告がまだ済んでいない人は、現況届提出前に所得申告をしてください。
※来庁される場合は混雑が予想されるため、時間にゆとりを持ってお越しください。
☎ (866) 2741
中学校卒業程度認定試験
沖縄県教育庁義務教育課
病気など、やむを得ない事由のため保護者が義務教育諸学校に就学させる義務を猶予・免除された子等が、中学校卒業程度の学力があるか認定するために国が行う試験です。合格者には高等学校の入学資格が与えられます。
試験日時 10月16日(木)
試験会場 沖縄県庁13階第2会議室
受験案内配布期間 8月29日(金)まで市役所7階学校教育課および県内各教育事務所で配布します。
願書受付期間 8月29日(金)まで
出願方法 受験案内に添付している封筒を使用し、文部科学省宛てに簡易書留で郵送(8月29日の消印有効)。
※詳しくは、市または文部科学省のホームページをご覧ください。



市ホームページ

※必要書類は担当課窓口または市ホームページからダウンロードしてください。



くわしくは
こちら

困難な人に対して支払金を貸し付ける制度があります。利用するには、貸付資格の認定を受ける必要があります。